

## アメリカ革新主義運動の成果

——ウィスコンシンの運動をめぐって——

志 邨 晃 佑

【要約】 ウィスコンシンにおける革新主義運動は、全国の運動の先頭をきり、かつその典型となったものであるが、その性格を、掲げられたスローガン通りに「反マシンの反独占」と規定することは困難である。まず、その指導者ラフォレットは、一九〇〇年、鉄道インタレストと結んだ保守派マシンの了解の上で知事に当選しており、このことは社会の工業化と都市化にたいする政治的対応の問題が超党派の必然性をもって登場していたことを意味する。そして革新主義政府の下でなされた二大改革、マシン政治の打破と大資本の規制の実質的成果は、中立的・専門技術者の政府による社会管理機能の拡大と、「金ピカ時代」の投機的企業経営からの脱却、つまり企業経営の合理化、にみとめられる。しかも、この二つの方向での改革は巨大資本が十分に適応しえたものであり、それゆえに、現代アメリカの二つの側面、官僚国家と国家独占資本主義への道を決定した改革であった。

### 一 アプローチの吟味

近年、革新主義プロGRESSIVISMにたいする史家の注目はとみにその度を増した。一昨年、アーサー・マンは、今日アメリカの第一流の歴史家たちがこのテーマに関心を集中し、ために他のテーマの研究にタレントの不足を生じている、とさえのべ

た。<sup>①</sup> 事実、最近二十年間、この問題にたいする研究の深化・増大はいちじるしい。二十年前、ほぼ定説となっていた、人民主義POPULISM——革新主義——ニューデイルの連続を想定して「富裕階級にたいする人民の闘争」とこれを単純化する図式は、イギリスにおけるウィッグ史家のそれと同様の運命に出会った。革新主義の都市的・中産的性格が強調され、

中西部農民の人民主義との非連続性が指摘された。「地位ステイタス革命レボリュション」という新しい視角が、二十世紀初頭のこの好

況期の改革運動を説明するために導入された。古典的レセ・フェールの閉鎖的世界観から、改革的レフォームダーウィニズム、制度学派、ソシアル・ゴスペル、プラグマチズムなどの新しい社会改革理念への転換が指摘され、革新主義運動における知識人の指導的役割が強調された。数多くの特殊研究が運動の多様性を明らかにし、かつての単純な図式化の欠陥をついた。たしかに、今日、革新主義像はかなりの鮮明度をもって、その複雑な姿を現わしつつある。<sup>⑤</sup> いわく、十九世紀的民主主義・個人主義理念の固執、社会の組織化とくに巨大資本と大労働組合にたいする反感と恐怖。また下層民衆にたいする人道主義的同情、社会矛盾の認識とそれを解決しようとする責任感。あるいはまた、人間の進歩にたいする楽天的信頼、等々。つまり、革新主義運動とは何であつたか、という問には、今日かなりの説得力をもつ解答が提出されているのである。

だが、およそ歴史認識において、それが何であつたかという問かけは、それが現代に何を与えたか、という問を常

に伴わなければならない。そして、この観点から見るとき、革新主義運動研究の現状はさほど爽り多いものではない。たとえば、ホフスタッターは、今日半ば古典的地位を得ている著書「改革の時代」において、きわめて穩当に次のようにいう。「改革者たちはまったく不可能なことをなそうと——つまりムードを制度化しようとしていた。

ムードが過ぎ去つた時、若干の具体的な改革は残つた。しかし、民衆政治の形式的成果は、法令として残つてはいたが、それらを有効に活用する民衆の能力が、それを生ぜしめた政治的リバイバルとともに消滅した。がために、その意味を失い、また、ボスと利益集団が再度滲透し来たつた。<sup>⑥</sup> 革新主義の成果を否定的に評価することは容易である。それは、アメリカ資本主義体制を肯定しつつ反独占・反ボスを唱えた革新主義者たちの当然受けるべき評価であつたともいえる。すでに三十年代にチェンバレンは、それが独占資本主義への闘争でなかったがゆえに失望し、ステフェンズは、既存体制への無益なつぎあてとこれを断定した。<sup>⑦</sup> 最近の世代では、アローンが「えせ進歩主義者」ときめつけ、<sup>⑧</sup> 他方、ハーツとエカーチは、バーク流の保守主義に立つて、

革新主義者の浅薄な楽天的理想主義を批判した。だが、それらはしよせん、革新主義が何を与えたか、ではなくて、何を与えなかったか、という消極的視点からの、いわば現実のアメリカの外部からの批判であろう。

他方、これにたいする肯定的評価は、ヒックス、ビーアド、フォークナーなどに見られるように、個々の改革成果の列挙に終っている<sup>①</sup>。それらの改革が、二十世紀はじめのアメリカ資本主義に何を加え、どのような変化を与えたかという客観的解釈はほとんどなされず、改革者たちのスローガンの線上で、したがってまた、人民対富裕階級という平板な公式を背景にして、改革が云々される。それはホンスタターの「若干の具体的な改革は残った」という表現以上の積極的な評価を意味しない。

つまり、評価を下すべき歴史家自身が、革新主義の伝統にいまなお捉えられており、それを肯定するものは、個々の具体的成果に自らの理想の実現を見、また否定するものは、その理想と現実のギャップに失望して、無いものねだりの評価を下さざるをえなかった<sup>②</sup>のである。しかし幸いにも、異国人であるわれわれは、そのような理想に、全面的

共感を覚える立場にはない。われわれの前にあるのは、革新主義の伝統に参与した人々の熱情でも苦悩でもなく、一つの客観的存在としての現代アメリカである。その怪物を出現させる過程において、二十世紀初頭の革新主義運動はどのような役割を果たしたか。運動の理想、少くともそのスローガンから離れて、それを客観的に評価することは不可能なのか。本論文は、ウイスコンシンにおける革新主義運動について、このような問いかけを試みようとするものである。

① Arthur Mann, "The Progressive Tradition," in *The Reconstruction of American History*, John Higham ed. (New York, 1962) p. 157.

② たんぞう、George Mowry, *The California Progressives* (Berkeley, 1951) Chap. IV, Richard Hofstadter, *Age of Reform* (New York, 1956) Chap. IV.

③ *Ibid.*, Chap. IV, *The Status Revolution and Progressive Leaders*.

④ たんぞう、Eric F. Goldman, *Rendezvous with Destiny* (New York, 1952) Chap. V. VI. VIII.

⑤ たんぞう、George Mowry, *The Era of Theodore Roosevelt* (New York, 1958) Chap. V. *The Progressive Profile* が便利である。

⑥ Hofstadter, op. cit., p. 264.

⑦ John Chamberlain, Farewell to Reform (New York, 1932) pp. 234, 267-269.

⑧ Lincoln Steffens, Autobiography (New York, 1931), pp. 710, 724, 856, and passim.

⑨ Daniel Aaron, Men of Good Hope (New York, 1951) pp. xi-xiv.

⑩ Louis Hartz, The Liberal Tradition in America (New York, 1955) Chaps. viii-ix; Arthur A. Ekirch, Jr., The Decline of American Liberalism (New York, 1955) Chap. xi.

⑪ John D. Hicks, The Populist Revolt (Univ. of Minnesota, 1931) Chap. xv.; Charles A. Beard, Contemporary American History (New York, 1918) Chaps. x-xiii; Harold U. Faulkner, The Quest for Social Justice (New York, 1931).

⑫ このことは、巨視的にはアメリカ知識人全体にあてはまる。戦後アイゼンハワーの共和党政権下でなされたニューディールの受容の結果、革新主義の伝統が全アメリカ的に定着し、異質の世界観を全面的に拒否する思想的硬直性を生んだ。したがってそれは世界の冷戦構造の一因を構成している。

⑬ このような伝統から一応離れて客観的に革新主義運動を捉えようとするものは Samuel P. Hayes, The Response to Industrialism (Chicago, 1957) がある。同書は急激な工業化に

たいする諸社会層、社会集団の反応・対応の一部として革新主義運動を捉えるが、それがどのような意味をもったかについては明確な解明を与えていない。

## ニ ウィスコンシン の位置

革新主義運動における中西部の比重はいちじるしく大きい。一九一二年の革新党の前身、共和党革新主義連盟に参加した上院議員八名中六名、下院議員十六名中十三名、州知事六名中四名が中西部出身者で占められ、連盟の指導者は名実ともにウィスコンシンのロバート・M・ラフォレットであった。また、このような中西部革新主義運動の先頭に立ち、かつ中核をなしたものが、彼の卒いるウィスコンシン州であったことも言をまたない。一九〇一年、ラフォレットの州知事就任以来、同州の改革政治は中西部革新主義運動のモデルとなり、その改革のパターンを決定した。直接民主制の拡大、鉄道他公共的諸企業の規制、税制改革、行政機構の合理化、協同組合活動への支持、労働災害補償制度から教育施設の拡充にいたる諸改革は、ウィスコンシンに「民主主義の実験室」の名を得さしめた。中西部のほ

とんどの州が同州の改革を模倣し、その影響はカリフォルニア、ニュージャージー、ニューハンプシャーにも及んだ。このような事情はウイスクンシンの改革運動を革新主義運動全体の原型と見なすことを可能にする。

他方、ラフォレット登場前のウイスクンシンの状況はどうか。もしそれが同時代の全国的状況と多分の共通性をもつならば、そのような予想はさらに正当化されうるのであろう。

まず指摘しうるのは中西部の一般的特質である。元來、十九世紀末の急激なインダストリアリズムの展開は、中西部において極めて激的な衝撃を伴った。すでにインダストリアリズムについて半世紀以上の歴史をもつ北東部諸州に比し、中西部はわずか一世代の間に大規模な工業化・都市化の激流を経験したのであり、したがって、それによつて十九世紀的農村的民主主義理念に与えられた衝撃は極めて苛烈であつた。いかえれば、中西部は、アメリカ社会全体の農村から都市へ、農業から工業へという転換の過程を、いわば代表的に経験したといえる。しかもなおウイスクンシンは、そのような意味で一層中西部的である。なぜなら、

東にやや早く工業化を経験したミシガン、イリノイ、オハイオに接し、西と南により西部的なアイオワ、ネブラスカ、ダコタをひかえ、大潮岸にシカゴに相当する大都市ミルウォーキーをもつウイスクンシンは中西部の中西部であつた。

州内部の状況はどうか。一九〇〇年当時、州人口は約二〇七万、一〇年前に比し二二%の増、うち都市人口は三七%増を示し、全国平均——人口増二〇・八%、都市人口増三六・八%——とほぼ一致していた。<sup>②</sup> 産業構成においては、木材業および製粉業が州産業中第一、第二位を占めていたが、それらは一八九〇年以降絶対的・相対的に減小の一途をたどつていた。これに反して鑄造および機械工業は急速に拡大しつつあり、一〇年間にその生産額は約二・六倍に増していた。とくに、この種の生産の三分の二を担つたミルウォーキーはすでに二十世紀の産業たる自動車工業の地域的中心となりつつあつた。農業部門でも新時代の方向を示す酪農業がめざましい生長を見せ、その産額は十年間に三倍となつて州の第四の重要産業となつていた。しかしなお、農業は州人口の最大部分を吸収しており、一九〇〇年当時、二六万四千が農業に従事し、製造工業に従事する人

口は一四万二千にすぎなかつた。もつともすでに、総農業生産物価格は工業生産物のその三分の一以下であつた。<sup>③</sup>

つまり、ウイスコンシンの経済構造は合衆国全体の見事な縮図であつた。農村的性格はなお強く残つていたが、新しいインダストリアリズムの出現はすでに明らかであつた。人口の三分の二は農村で生計をたてていたが、富の四分の三は製造工業によつて産み出され、それは圧倒的に都市に集中していた。州の北半部は大森林の消耗とともに繁栄を失い、これに代つて湖岸地帯に出現した工業都市が繁栄の中心となり、州南部もまた農・工の双方に基礎をおく復合経済を發展せしめつつあつた。

他方、州政府を支配していたのは、一八七〇年以降、一貫して強固な共和党マシンのであつた。<sup>④</sup>その中心をなすのは上院議員の任にあつた材木王フレタス・ソウヤーであり、彼を助けて、同じく上院議員で鉄道顧問弁護士のJ・C・スプリーナーと材木王アイザック・ステイヴンソンが権力の座につき、さらにミルウォーキーの市電王で銀行業・鉄道業にも手をのばしていたH・C・ペイン、銀行家のC・F・フィスター、ミルウォーキーの資本家エマニュエル・フィリ

ップが党と実業界の連携にたずさわつていた。州および連邦政府のさまざまなパトロネイジの配分は、彼らの手に握られ、その背後には、連邦ないし州の公有地払下げからんで木材業インタレスと密接に結合した二大鉄道(シカゴ・ノースウェスタンとオハイオ・ミルウォーキー・セントポール)が支配の手を振つていた。そして、小は忠実な党支持者にたいする石炭の無料配布から大は市電その他公共的企業の認可権や水力・土地・森林資源の払下げにいたる無数の利権分与の慣行が、かような共和党マシンを支えていた。<sup>⑤</sup>贈・収賄、汚職のスキヤンダルがこれに付随したことはいうまでもない。<sup>⑥</sup>それは、ほとんど全国的に多かれ少なかれ強力な統制をしいていた州マシンの典型的な姿であつた。それは、各州・各都市の腐敗を追求した同時代のマクレイカー、リンカン・ステフェンズが「システム」と呼んだ、あの腐敗した寡頭支配の政治機構にはかならない。<sup>⑦</sup>

つまり、全国の革新主義運動の先頭を切り、その模範とされたウイスコンシンは、決して合衆国全体の平均価からかけ離れた特殊な状況にあつたのではなかつた。それは、合衆国の急速な工業化と都市化、さらにその政治的表現で

あるボス・マシンの支配（ひいては政治とビジネスの結託）を典型的・縮図的に経験した。ただその経験が短期になされただけに、それが制度と人心に及ぼした衝撃はより激烈であり、インダストリアリズムの展開にたいする制度的政策的対応の問題が強く人々の心を捉え、またひろく、十九世紀的農村的デモクラシーが高度のインダストリアリズムの段階でいかに機能しうるか、という全国的問題がよりきびしく問われなければならなかったのである。

- ① Russel B. Nye, *Midwestern Progressive Politics* (Michigan State Univ. Press, 1959) pp. 260-261.
- ② Historical Statistics of the United States (1961) pp. 7, 12, 14; Robert S. Maxwell, *La Follette and the Rise of the Progressives in Wisconsin* (Madison, 1956) p. 7. なお都市は人口二、五〇〇以上をもつて算定してゐる。
- ③ *Ibid.*, pp. 7-8.
- ④ ただし、一八九〇年には、マッキンリー関税と、教区小学校で英語の使用を強制したムーネット法のため共和党は敗れ、民主党が一時州の政權を握つた。Belle C. and Fola La Follette, *Rober M. La Follette* (New York, 1953) Vol. 1, p. 90; H. S. Merrill, *Bourbon Democracy of the Middle West, 1865-1896* (Baton Rouge, 1953) pp. 205, 208-210. したがつてまた民主党インメンも存在したが、ミルウォォーキーを中心に地方的

に勢力をもつのみで全州的な権力をもつてはいなかった。また、その性格も鉄道顧問弁護士ウィリアム・F・ウィヤスをボスにいたたく保守的なもので、共和党インメンと同様の腐敗をみせてつた。 *Ibid.*, pp. 180, 212, 230 and *passim*; Lincoln Steffens, *The Struggle for Self-Government* (New York, 1906) pp. 114-115.

- ⑤ Maxwell, *op. cit.*, pp. 5-6; Nye, *op. cit.*, pp. 190-191; Belle C. & Fola La Follette, *op. cit.*, Vol. 1, pp. 63, 104, 113, 127 and *passim*; Robert M. La Follette, *Autobiography, A Personal Narrative of Political Experiences* (Madison, 1913) pp. 55 and *passim*.
- ⑥ その一例に民主党が政權を得た一八九一年の裁判で暴露された州収入役の汚職がある。ことごとく共和党員の彼らは二十年間にわたつて、州の公金を私銀行に貸付け、その利息をわたくししていた。判決によつて州金庫に返還を命ぜられた金額は約六〇万ドル、ソウヤーは彼らの保証人として、その中の三〇万ドルを、フェイスターの父キッド・フェイスターは同じく一〇万ドルを引受けることとなつた。しかし、共和党の政權復帰により、約二五万ドルが帳消しにされた。La Follette, *Autobiography*, pp. 139-141, 188; Belle C. and Fola La Follette, *op. cit.*, Vol. 1, p. 95.
- ⑦ ステマキンスは以下のように形容している。「それ(The System)は『人民の人民による人民のための政府』にかわつて合衆國に発達しつゝある実際の政府である。The Systemとは再

編成された国家の政治的・金融的権力組織であつて、これによつて、あれこれの賄路を求める両党の指導的政治家が、特権を追求め賄路と汚職にたいする「精神的」支持をもつてその代償を支払う指導的企業の利益のために、政治を運営するものである。] Steffens, The Struggle for Self-Government, p. 79.

### 三 ラフォレットの登場

ウィスコンシンにおいて、一九〇〇年の州知事選挙まで、政治変動の兆候は一見ほとんどなかつた。七〇年代にかなりのグレンジャー運動の高揚をみたとはいへ、以後の農民<sup>フレイムズ</sup>同盟<sup>フレイムズ</sup>人民党運動はほとんど盛り上らず、九二年の人民党票はわずか一万票（総投票数の二・七%）、九六年、ブアイアンも約一〇万票の大差で敗れてゐた。<sup>①</sup> 共和党マシンの支配は安泰であるかに見えた。

しかし、底流において変化はすでに始つてゐた。ラフォレットの台頭がそれである。一八八〇年デーン郡地方検事に当選して以来、彼は三期にわたつて連邦下院議員に当選し、九二年以降は直接に党マシンの統制に挑戦するにいたつた。九六、九八年には自ら知事候補に出馬し、指名大会で敗れはしたが、すでに農民、小企業家、ウィスコンシン

大学卒業生、スカンデナヴィア系移民などからなる有力な選挙母体をつくりあげ、改革派機関誌として「ステイト」を発行し、共和党内の無視できない一勢力を築きあげるにいたつた。その力は、九八年の党大会でラフォレット派の要求した改革的綱領がほとんど全面的に採択されたことにも示された。<sup>②</sup>

このようなラフォレットの運動は一貫して反ボス・反特権の闘いであつた。ボスE・W・キーズの指示に叛いて当選した一八八〇年以来、三度の下院議員選挙はすべて党マシンの意向を無視し、直接に民衆に働きかけることによつて闘われたものであり、その後の運動の目標は、共和党の指導権をボス政治家の手からもぎとることにほかならなかつた。加えて、下院議員としての主要な業績は、特権的ビジネスとの闘いであつた。インディアン問題委員会に所属して彼が阻止した、インディアン保留地の材木払下げ法案は、ボス・ソウヤーの指令のもとにすでに上院を通過した明白な利権法案であつたし、シカゴ・ミルウォーキー・セントポール鉄道とノースウェスタン鉄道にダコタのインディアン保留地を開放する法案に、厳しい修正条件を附し



てその利権的性格を制限した時には、党マシンの憤激は極点に達した<sup>④</sup>。

したがって、このようなラフォレットの経歴からすれば、一九〇〇年の共和党大会が激烈なマシン対ラフォレット派の闘争の場となったであろうことが予想される。しかし、事実はまったく逆であった。

一九〇〇年二月、共和党領袖が州知事候補者の選定にはいったとき、下馬評にのぼった五名の候補者はいずれも決定的な人気をもたなかった。他方、いち早く活動をはじめていたラフォレット派は、彼の指名に断平反対していた大ボス・ソウヤーの死亡に助けを得て、党マシンとの休戦工作にのり出した。まずマシンの巨頭の一人ステイヴンソンがラフォレット派に加わって選挙資金の懸念が解消し、ついで、近年マシン内できみに勢力を増してきた下院議員J・W・バブコックとJ・J・エッシュェが参加し、さらにラフォレットは一部の有力資本家との了解をもとりつけた。こうして五月中旬、ラフォレットが公式に出馬の意志を表明した時、すでに彼の人気は諸候補者中最高のもとなっていた。新聞論調も圧倒的に彼に好意的となり、かつて敵対

的であった保守系の新聞ですら、「オリーヴの枝が党内紛を鎮める」として彼を歓迎するにいたった<sup>⑤</sup>。ここに一九〇〇年選挙のいわゆる「ハーモニー・キャンペーン」の基調が決定する。もちろん両派の相互の疑念・不信が完全に解消したわけではなく、とくに前知事エドワード・スコフィールドは激しい敵対感情を表明していたが、この基調は揺がなかった。そして八月八日の共和党州知事候補者指名大会の前には、すべての対立候補が出馬の意志を取り消した。大会中、反ラフォレット感情は皆無であり、彼は共和党内改革派分派の候補者としてでなく、保守派マシンをも含めた挙党一致の候補として指名を受けたのである。

九月九日にはじまる選挙戦でもこの基調は変らなかつた。民主党は当初から敗北を予想していた。共和党側には副大統領候補ルーズヴェルトと上院議員スプーナーが来援し、大統領選挙戦と完全に合体した選挙運動が展開された。「マックとテディとボブ」の選挙戦は圧倒的な勝利を収めた。州におけるマッキンレーの得票は九六年を上廻り、ラフォレットは一〇万票の大差をつけて、五郡を除く全部で民主党を破った<sup>⑥</sup>。それはラフォレットの個人的勝利でも、

ウィスコンシンの政治革命を告げる勝利でもなく、典型的な共和党の勝利であった。

この年、ラフォレットが改革を断念したわけではない。綱領は、彼のマシンとの休戦を反映して、前知事スコフィールドの施政を「清浄、有能、ビジネスライク」と称讚してはいたが、その主要条項においては、直接予選制、平等・公正な法人税、無料鉄道バスおよびロビーイング禁止法の強化、さらに一般的な独占規制を掲げており、明らかに、反ボス・反特権の年来の立場を変えていなかった。しかも彼がこの選挙でとくに強調したイシューは、不当に低かった鉄道税の改訂と、党役員会——指名大会を通じての候補者の指名を有権者の直接投票による指名に改革する直接予選制であり、ともにステフェンズのいう「システム」への直接の挑戦を意味した。

ここに問題は明らかとなる。反ボス・反特権の政綱を掲げ、しかもそれを支えるに充分の政歴をもつラフォレットが、なぜ特権とボスの党である共和党の挙党一致の候補者となりえたか。明確な革新主義者を立てての「ハーモニ・キャンペーン」はなぜ可能であったか。

幾つかの理由があげられる。ラフォレット支持の増大

——したがって腐敗政治と大企業の横暴に反対する世論の醸成、またそのような世論を無視し得なくなったマシンの状況、党マシンとのラフォレット派の休戦工作の成功、ラフォレットの掲げた改革プログラムの明確さと合理性、などがそれである。だが、このような状況の背後で、見逃せない事態の展開があった。第一に、党マシンの世代交替とそれに伴うマシン再編成の動きがそれである。その直接の契機は一九〇〇年三月のボス・ソウヤーの死亡であったが、先代のボス・キーズはすでに以前に州中央政界を去ってマディソンの郵政局長となっており、長老スプリーナーも、全国的には知名であったが、州マシン統制の熱意を失い、一九〇〇年をもって上院議員の席を去ろうとしていた。党の州中央委員会議長ベインは統率力を失い、その後継者と目されたフィスターもまた統率能力を疑問視されていた。他方、材木王ステイヴンソンは宿願の上院議員指名が党マシンの与えるところでなかったために、反マシン派に転じようとしていた。さらに新たに勢力をのびしてきた下院議員バブコックとエッシュ、さらにミルウォォーキーの資本家フ

イリップが指導権を求めてマシンの再編成の機会をうかがっていた。<sup>⑦</sup>

このような動きは、たんに遇然的な人事変動ではなかった。なぜなら、一八九〇年代頃は頑固なパイオニア型の旧政治家から、より柔軟で機会主義的な新政治家への交替期に当たっていたからである。旧い型の政治家は、パイオニアとしてウイスクンシンに來り、森林や鉄道から独力で富をもぎとり、村や町を自ら建設した人々であった。彼らは頑固な個人主義者であり、主観的には正直な、そしてとくに、権力は当然富に付随すべきものと信じ、またそう信じる理由をもつ人々であった。かつてのボス・キーズ、ソウヤー、ステイヴンソンはこのタイプに属した。他方、新世代に属した政治家は、すでに成立した社会の中で育ち、相対立する利害の世界に生き、目的合理的にそれらの利害の調整に當るべき人々であった。より打算的・機會主義的にマシンの再編成の渦中で指導権を追求したフィリップ、バブコックなどはこのタイプに属した。ステイヴンソンは次のように記している。「私は政治の機能が(人々の)努力を鼓舞することから、それを規制することに變るのを見てきた」<sup>⑧</sup>と。

したがって、実業界におけるモルガンやハリマンの世代に相當する彼らは、世紀末の社会的・政治的變動に、そしてまた改革の要請にも、より柔軟な姿勢をとり得たのではないか。事実、すでに前知事スコフィールドの在任中に、若干の改革はすではじまっていた。マシンは、平等・公正な法人税と候補者指名制度の改革を掲げる改革的綱領を認容し、臨時税制(調査)委員会の発足、官吏任用制度の改革、一部公益企業への付加税、選挙資金規程法、ロビイング禁止法、無料鉄道バス禁止法などの諸改革が実現をみていたのである。<sup>⑨</sup>

第二に注目されるのは、大企業とくに鉄道の態度である。まず一九〇〇年四月、出馬声明の前にミルウォーキーを訪れたラフォレットは、ボス・バブコックおよびフィリップを交えてウイスクンシン・セントラル鉄道顧問T・H・ヂルと会見し、素直な意見交換ののちに、その支持を約束させている。次いで五月上旬、彼はシカゴ・ノースウエスタン鉄道社長マーヴィン・ヒューイットと会合、鉄道税改訂の方針を説明したが、ヒューイットは「それはノースウエスタンにとって完全に満足できるものだ」と答えている。<sup>⑩</sup>

このような事実、ラフォレットの登場をみた時点において、先述のようなマシン政治家のみならず、その背後にあった鉄道インタレストまでが、新しい対応の姿勢をとりはじめていたことを示すのではないか。マシンを通じての政治的影響力の行使は、それに要する過大の贈賄、政治献金のゆえに、ビジネスにとって必ずしも有利とのみいえない事態にいたっていた。そのため、ステフェンズは、マシン政治からの離脱を願う多くの実業家の苦衷に真実の響きを見出し、実業界の非公式の一機関誌は、実業家はマシン政治全体の完全な追放を歓迎している、とまでのべたのである。つまり、事態は政治とビジネスがマシン・システムの私的な場でなく、政府による規制という公的な場で調整されざるを得ない段階にいたっていたのである。そして

ラフォレットの戦術的休戦工作に支えられて、革新主義者と保守マシンの妥協、「ハーモニー・キャンペーン」が実現した。

他方、州際通商委員会、シャーマン法、各州の部分的な規制立法にみるように、その実質はともかく、少くとも形式的・制度的には、この新しい対応の道はすでに開かれていた。極言すれば、それはラフォレットの登場がなくとも、少くとも部分的・形式的には達成されていたはずの、工業化と都市化にたいする制度的対応阻置であった。ここに、

もとより、マシンとこれと結ぶ大企業は、改革プログラムが具体的な立法化の段階に入り、自らの実質的利益を脅かすかに見えた時、猛烈な反撃に転じた。一九〇二年、四年の激しい政争は、たんに改革か保守かではなく、改革の実質をめぐって争われた。では、革新派の勝利として成立した諸立法の実質は、いったい何を意味したのか。それは彼らのスローガン（反マシン・反独占）の線上での成功（あるいは失敗）をのみ意味したのか。

① Historical Statistics of the United States, pp. 684-688.

ちなみに人民党運動は、ミシシッピ河以西のいわゆる新北西部諸州で強く旧北西部諸州では弱かった。たとえば前者に属するネブラスカで一九九二年人民党得票が四一%、ノース・ダコタで四九%を示したのに対し、後者では各州とも五%以下であった。その理由としては、東部市場との距離の差、鉄道独占度の相違、農業経営の多角化の差、風土的條件の相違などがあげられる。Hicks, op. cit., pp. 263, 268, 337. また、山岸義夫「人民党の発生について」〔群馬大学紀要〕第八巻、（第九号）参照。

② Maxwell, op. cit., p. 17.

- ③ Bell C. and Fola La Follette, op. cit., Vol. I, p. 135.  
 ④ Maxwell, op. cit., pp. 23-24.  
 ⑤ La Follette, Autobiography, p. 238.  
 ⑥ ラフォレット自身は、マニオン政治家の特徴的職銜はつねに成功可能な候補者を立てることにより、対立候補の打倒が困難であればこれを支持することによって自己の利益を計るのだ、とのべ、九〇年代の三度にわたる改革キャンペーンが人民の覚醒をうながし、ラフォレット派の勢力が打倒不可能なまでに成長していった点を強調する。さらに、これに加えて、ラフォレットは前知事の行政および州政界の大立物スプリーナーを称讃し、極力マニオン政治家の反感を避ける態度にでた。このため、マニオン側では、党の勝利のために強力な候補者を立てる必要に加えて、彼との友好的関係を期待する意見すら現れた。 Ibid., pp. 255-256; Maxwell, op. cit., pp. 17, 20-21, 23, 211.
- ⑦ スティヴンソンとハブコックは、とくに一八九九年、ともに目指していた上院議員指名がボスのソウヤーとスプリーナーによって拒否され、それがT・V・クォールズに与えられたことに不満を抱いた。なお前者は多年ラフォレット派のドル箱となったが、やはり上院議席が与えられなかったことから、一九〇七年にいたって離反し、ハブコックにいたっては一九〇一年に早くも反ラフォレット派に転じた。 La Follette, Autobiography, pp. 226-228; Maxwell, op. cit., pp. 11, 39, 174-175.
- ⑧ 典型的なバイオフィア的材木王スティヴンソンが革新派に転じた理由には、前記の理由の他に、州の産業構造の変化による木

材業の後退と鉄道インタレストの比重の増大、したがって後者にたつする彼の反感があらたと考えられる。

- ⑨ Nye, op. cit., p. 191.  
 ⑩ Maxwell, op. cit., pp. 10-11. なお、無料鉄道パスは、政治家にたつして普遍的にばらまかれていた典型的な贈賄手段の一つであり、乗客用のみならず貨物用のパスも用いられてゐた。 La Follette, Autobiography, pp. 211-217.  
 ⑪ La Follette, Autobiography, pp. 230-231; Belle C. and Fola La Follette, op. cit., p. 130; Maxwell, op. cit., pp. 17, 18.  
 ⑫ Steffens, Autobiography, p. 572; Nye, op. cit., pp. 26-27. たとえば、ウエズコンミンのラクロス・ミルウォーキー鉄道は、七〇年代に、知事、州議員その他に年間計八七二、〇〇〇ドルを贈つてゐた。

#### 四 改革の実体——マニオン政治の改革

マニオン政治の打倒は、すでにのべたようにラフォレットの当初からの改革目標であった。そして、階級的ないしイデオロギー的政党構造をもたないアメリカにおいては、マニオンとの闘いが、特権対人民の、寡頭政対民主政の対決を意味していたのである。ウエズコンミンにおけるこの闘いは、一九〇一年一月、州議会に提出されたステヴィンス法

案をもつて開始された。それは選挙によつて選ばれる州の全公職について、直接・秘密投票による予備選挙を規定した包括的な法案であり、マシンのによる事実上の候補者選定の制度を一挙に廃止しようとするものであった。最終的には、この法案は一九〇三年の議會を、レフェレンダムによる採否確定という留保条件を付して通過し、翌〇四年の選挙で正式に成立をみたのであるが、成立にいたるその過程においては、保守派の猛烈な抵抗を克服しなければならなかった。すなわち、法案の提出と同時に、旧政治家のほとんどがこれに反対し、鉄道インタレストと合体して、保守派マシンの再編成が進展した。彼らは、州最大の日刊紙センネルを買取つて、ラフォレットを「デマゴグ、独裁者」と攻撃し、州議會では、実験的・断片的な予選制を規定したハーゲマイスター法案を、ステヴィンズ法案にかえて可決し、これが知事の拒否にあうと、彼を「上院侮辱」として非難する決議をなした。<sup>①</sup>一九〇二年には、ラフォレットの再選をばむための「ウィスコンシン共和主義連盟」の結成をみ、〇四年の選挙は、革新派对マシンの決定的闘争の場となつたのである。つまり、直接予選制実現の過程は、

明らかにラフォレット派の勝利の過程と表裏一体をなす。

そして、この勝利の理由をたずねるとき、マシン・システムの打倒という問題と直接に交錯する改革派マシンの存在がうかがはがってくるのである。九〇年代、三度にわたる反マシン闘争に敗れ、一九〇〇年の選挙をマシンとの休戦によつてようやく乗り切つたラフォレットが、〇二、〇四年のマシンとの決定的闘いに勝利を収めた理由は、一般民衆の支持を考慮にいれるにせよ、彼の知事就任後、急速に強化されたラフォレット・マシンの存在を抜きにしては考えられない。なぜなら、一九〇四年現在、二、三の改革立法は成立をみていたものの、いまだ民衆を納得せしめるに十分な実質的成果をあげていなかったからである。<sup>②</sup>

ラフォレット・マシンは一九〇一年から〇四年の間に発達をみ、〇四年の選挙で決定的に保守派マシンを破り、以後十二年間にわたる革新派政府の存続を可能にした。その構成要素は次のようなものであった。すなわち、反鉄道闘争の闘士A・R・ホールに卒いられた旧ポピュリスト勢力<sup>③</sup>、母校ウィスコンシン大学関係者、N・P・ホーゲンとJ・O・ダヴィドソンに卒いられたスカンデナヴィア系移民<sup>④</sup>、

元知事で州の酪農農民協会会長 W・D・ホードに卒いられた酪農農民<sup>⑥</sup>および散在的なドイツ系移民と労働者<sup>⑦</sup>がそれである。そして、このようなむしろ雑多な構成要素は、きわめて活潑な組織者ラフォレットによつてまとめあげられていた。彼は厳格な規律と完全な忠誠を要求した。味方に對して惜しみない支持を与えたが、敵に對して苛酷なまでに攻撃的であつた。しかも彼は、問題をつねにもつとも單純な要素に還元し、白か黒かの二者択一的に選沢を迫つた。保守派は屢々彼を「專政君主<sup>デスペホット</sup>」と非難し、その一人は、彼が「塗油されたもののように、聖約の箱船の持主であるかのように振舞い」、あらかじめ彼の賛同を得ていない意見を發表した人物は、すべて「腐敗した人間、……腐敗した会社の手先き」とみなされた、とのべている。うたがいはなく彼は強力な指導力をもつた「改革ボス」であり、しかも旧來のマシン政治家に劣らぬ抜け目のないボスであつた。<sup>⑧</sup>

さらにラフォレットは、改革の理想のみをもつて闘つたのではない。「アンクル・アイク」こと材木王ステイヴンソンが豊かな財政的支持をなしていた。一九〇一年、日刊紙ミルウォォーキー・フリー・プレスをおこして、保守派の

センチネルと闘う武器を与えて以來、彼は革新派の選挙費用の大半をまかなつた。膨大な部数の選挙用文書の配布とラフォレット選挙の特徴であつた有権者の完全動員は、彼の財政的支持をもつてはじめて可能であつた。彼は革新派のために五〇万ドルを使つたと見積り、「自分なしには、この功業の歴史は空白のページとなつていたであらう」と誇つてゐるが、その貢献はラフォレットも十分に認めるところであつた。<sup>⑩</sup>

そしてマシンの最大の武器——任命権<sup>ポトホネリ</sup>の濫用——についても、ラフォレット・マシンは保守派マシンと変るところはなかつた。ラフォレット自身、その使用を非難しつつも、「任命の場合にはいつも革新主義運動の支持者を任命したこれらの人々はわれわれの選挙運動のためにできる限りのことをなした」と告白している。またそれは重要な公職についてのみならず、より下級の専従運動員の確保のために利用されてゐた。このような目的のための任命職には、書記、灯油監督官、工場監督官などがあり、一時的なステイト・フェアの警備員や切符販売員の任命ですら、この目的のために留保された。とくに濫用された任命権は狩獵監視員

のそれである。彼らは選挙時にはパンフレット、ポスター、サンプル票の配布、有権者の訪問、投票のかり出し、さらには投票所への乗物の提供さえ行つた。日常活動においても、彼らは「州をうろつき廻り……次の指名大会でラフォレットに投票する人々を狩りたてており」、彼らの求めているような狩狐<sup>ゲイム</sup>については「禁狐期を設けるべきだ」との非難がなされていた。彼らの雇傭に要した費用はラフォレットの在任中に三倍以上に増加し、また以前計上されていなかった灯油監督官の雇傭費は一九〇四年に二万ドル（八二名）に達した。そして、後年、革新派の著名な議員J・M・ネルソンは、革新主義者は投票獲得のために見出しえたあらゆる人間と手段を利用したが、それは「まさに保守派がなしたことと同じであつた」と回顧したのである。<sup>⑧</sup>

以上見たように、ラフォレット自身高度に有能なボスであり、その政治組織は保守派のそれに劣らない能率的なマシンであつた。もちろんそれは、ステフェンズのいうように、改革のためのマシンであり、特権的ビジネスとの結託は認められず、この点で政治（マシン）とビジネスとの腐敗した結合を除去するという革新主義運動の大目的は貫徹さ

れていた。しかしながら、マシン政治・ボスイズム自体もまた革新主義運動の攻撃目標であつた。ラフォレット自身「直接民衆のもとに赴くならば、ペトロネイジの必要はない。ましてかつての政治組織のおおかたがそうであつたような複雑な組織は必要でない」とのべていたように、<sup>⑨</sup>マシンは人民の意志の直接的発現を阻止する寡頭支配として捉えられていた。つまり、革新主義の政治理念は、公的諸問題にたいする全個人の参加とそれへの責任というプロテスタント政治倫理に由来し、究極的にはマシンないし政治組織の解消をめざす直接人民政治を一面において理想としていたからである。<sup>⑩</sup>この点から見ると、改革派マシン・ボスとしてのラフォレットの成功自体が彼のコーズの敗北を意味し、そのコーズへの背反のゆえに改革に成功したという矛盾が現れる。ここにわれわれは、マシンとそれを打破するはずの直接民主制実現のための改革の意味をあらためて問う必要に迫られる。

元来、ボス・マシン・システムは二つの成立根拠をもつ。一つにはそれは、大衆民主主義社会における政治専門家の出現を意味する。権力集中にたいする恐れからつくられた



こみいった政治制度は、とくに西部において特徴的な発達をみ、三権分立をはじめ頻繁に繰返される選挙、詳細・複雑な憲法の規定など、その下での一般人の政治参与はあまりにも負担の多いものとなっていた。ボスはこのような政治行為を一般市民に代って行う専門の政治家者にほかならない。またとくに十九世紀末、アメリカ社会の複雑化・多様化は、それぞれ独自の要求をもつ数多くの有権者集団を成立せしめた。諸移民グループ・労働者クラスはその代表であり、実業界においてすら、企業規模、地域、業種による多くの利益集団の成立がみられた。ここにボスの仕事には、このような諸集団の錯綜した要求を調整して政治プログラムにまとめあげる作業が加わる。そして、この社会の分裂を阻止し、政治そのものの機能を維持する仕事は、きわめて有能な(しばしば改革者よりも有能な)ボスと、それを支える能率的な組織、マシンを育てた。第二の重要な契機は、社会の工業化・都市化にたいする政治制度的対応の遅れである。ヨーロッパはいわずもがな、東部に比してさえ、いちじるしく都市的伝統の少い西部が、急激な工業化・都市化の過程で、それを処理すべき公的な政治制度を直ちに

発達せしめえなかつたことは当然であつた。だが急速に発達する鉄道、市電、ガス、水道、電力その他さまざまな公的影響の強い私企業は、何らかの形で公的に処理されねばならない。そして、それに当る公的制度が存在しない以上、ボスがこれを私的に処理・調整し、(むろん十分の報酬を受けとりつつ) 公的特権の配布者として、政治機能進化のずれを埋めることとなる。ボスとビジネスの連携はこうして成立した。<sup>⑩</sup>

このように、ボス・マシン・システムの存在が、第一に大衆社会における民主政治の方法にかかわり、第二に産業発展と政治制度の発展のずれにかかわるとすれば、一個の選挙制度の改革——直接予選制の実現——はそれ自体では問題の本質的解決を意味しない。事実、直接予選制その他の選挙制度の改革には、ボスもまたこれに適應しえた。のみならず予選制が選挙の度数を倍加し、有権者掌握のための費用と労力を増した事情を考慮すれば、かえつてボス・マシンが力を振いうる過程が増大するという一面をも見出す。ニュージャーシーのボス・フランク・ハーグがこの適應の好例であり、徹底した政治改革をなしたウィスコンシ

ンにおいてすら、革新派マシンの分裂は直ちに保守派マシンの復帰を許したのである。極言すれば、選挙制度の改革は、たまたま新勢力であつた革新派がより有利に利用しえた手段にすぎない。<sup>18)</sup> ボスを衰退せしめる真の方法は、彼を機能喪失の状態におくこと、つまりニューデールに見るような政府機能の大巾な拡大によつて、彼が私的に果してきた社会的・政治的機能を奪いとることにある。そしてこの観点から見るととき、ウィスコンシンの改革政治に何が見出せるか。

注目されるのは州の諸改革を具体的に立案・推進した税制委員会、鉄道委員会その他の多くの委員会の存在である。ところで、この委員会システムについては、第一にその技術的・専門家の性格が目をひく。まずラフォレットは、このような委員について、選挙制でなく任命制を主張していたが、それは、委員が「州の住人たる」と否とにかかわらず、国中で最良の専門家」であるべきであり、そのような資質が選挙運動に必要な能力と両立せず、また有権者にも彼らの専門的能力を判定する知識がないからであつた。<sup>19)</sup> いいかえると、ラフォレットは「公共の利益」という大前

提に立つて、あらゆる党派的・地方的利害を排除した技術的合理性の追求を改革の内容と考へていたのである。彼が公共的諸企業にたいする規制の成功を自讃して、成功の理由は「ひとえに規制が科学的であつたからだ」と大書したのは、この観点を明示するものであつた。<sup>20)</sup>

このことはまた、ラフォレットが高く評価したウィスコンシン大学スタッフの改革政治への協力によつても示される。天然資源保存委員会ほか五つの政府部局を指導した総長C・R・ヴァン・ハイス以下、一九〇六年当時、四人を越す現職の大学スタッフが六六の政府委員会、部局で直接に活躍していた。税制委員会議長の経済学部長T・S・アダムズ、鉄道委員会議長の同学部教授B・H・メイヤー、官吏任用委員会議長となつた政治学教授サミュエル・スパーリング、産業委員会のJ・R・コモンズ、さらに全国的に著名なR・T・イリー、F・J・ターナー、P・S・ラインシュ、E・A・ロスなど多かれ少なかれ、州政府に協力を惜しまなかつた人々の名は大学各部の大半にわたつた。彼らこそは州の改革政治の中核を占め、彼らの一人以上が重要な機能を果さなかつた州革新主義運動の局面はほとん

どなかった。彼らはもちろん、コモンズ、イリノイ、ロスに代表されるように、固定したレセ・フェールの世界観を脱却し、積極的に社会矛盾の解決にとり組もうとしていた新世代の学者に属する。しかし、彼らはいたずらに改革理念を説くことによつてでなく、それぞれの専門的知識をもつて、もつぱら具体的・技術的に改革政治に奉仕したのである。たとえば、シカゴ・ノースウェスタン鉄道社長が鉄道委員会の良識と公正な問題処理に信をおき、できる限り委員会と協力してゆくと声明し、また保守派の機関誌センチネルが、鉄道料金規制を党派政治と大衆の熱狂から切り離れたことのゆえに、同委員会の強い支持者となつた事實は、彼らの活動の性格がもつぱら技術的合理性に貫かれたものであつたことを物語る。<sup>②</sup>

そして、このような性格をもつとも端的に示すのが「立法工場」の名で呼ばれた州議会図書館の活動である。これは一九〇一年に州資料局長に任命されたチャールズ・マカーシーがほとんど独力でつくりあげた法案起草諮問機関であり、ここには全米の既成法案およびその参考資料が分類、要約されて集められており、技術的に手落ちのない法

案の起草がここでなされた。ラフォレット政府とその後を継いだ革新派政府の改革立法のほとんどがここで立案・起草された。マカーシーはまた多くの委員会に参与し、革新派組織の中枢部にあつて活躍した明確な革新主義者であつた。だが注目されるのは、このマカーシーが部下の局員に与えた一連の規則である。すなわち彼は、「……いかなる法案もまたその修正も、議員からの詳細にわたる文書による指示なしには起草されず、準備されない。起草員は法案の内容にかんしていかなる示唆もなしえない。われわれの仕事は書記的ないし技術的である。われわれはアイデアを供給することはできない。」<sup>③</sup>と、この機関の仕事を中立的・技術的な性格のものに限定していたのである。したがつて、同図書館は、党派的に革新主義運動の推進に大きく貢献したにもかかわらず、一九一四年、革新派の敗北後もその存続を許され、かつて保守派から「スーパードロビースト」と非難されたマカーシーも二一年の死の直前までその職に止つた。以前彼をもつとも厳しく批判していた保守派知事フリップの下においても、彼の機関の予算は減額されず、また、革新派政府のためになしたと同様に、それ

は能率的に保守派のための法案起草にあたった。一九一三年、一保守派議員の要請にに応じて、マカーシーが自らの機関を廃止する法案を起草したという一場の茶番劇は、この機関の技術的性格を端的に示していた。<sup>②</sup>

ここにウィスコンシンの改革政治について、一つの特質を指摘できよう。それは実質において、世紀末以来の工業化・都市化によって生じた多様な社会問題にたいして、中立的・技術的な解決を与えようとするものであった。人民対ボス・マシンという選挙用スローガンはしょせんスローガンにすぎず、実質的成果は、人民の直接政治ではなく、行政権限の拡大・強化、つまり特殊専門家委員会による官僚行政の発達にあった。それは、社会の工業化・都市化の過程で、従来やむなく私的に処理されてきた社会管理の諸部門を、政府が制度的に引き継いでゆく当然の過程を促進したものにほかならない。したがってまたそれは、保守・革新の思想的対峙を越えて、政治そのものが二十世紀の現実に対応してゆく姿でもあった。

① ハーゲマイスター法案は郡と村の選挙にの予備選挙を規定したもので、革新主義者が攻撃していた党役員会『指名大会制度』とはほとんど無関係である。保守派の狙いは、この法案によ

って直接予選制が多額の費用を要する割に効果が少いことを民衆に印象づけることにある。La Follette, *Autobiography*, pp. 267-269; Maxwell, *op. cit.*, pp. 33-35.

② 〇四年の選挙以前に成立した改革立法は直接予選法と新鉄道税法であったが、前者はレフレンダムの、後者は鉄道料金規制法による裏付けがなかったため、実質的効果はほとんどなかった。したがって〇四年の選挙における敗北は、これまでの改革運動の全成果を台無しにする恐れがあった。加えて、大統領選挙と重なる同年の州選挙では、州のボスの一人H・C・ペインが共和党全国委員会議長となり、またラフォレット自身、三選をむかえる、という不利があった。La Follette, *Autobiography*, pp. 319-320. Maxwell, *op. cit.*, pp. 65-66.

③ ホールは州北部・中部の比較的繁栄していない農村地区に支持者をもっていた。しかし、二〇世紀初頭の中西部農民は一般に高農産物価格と高地価によって繁栄しており、むしろ、農村人口の都市流出が彼らの最大の問題となっていた。したがって、革新主義への彼らの支持の理由としては、直接的・経済的な鉄道ないし大資本にたいする不満とともに、人民党運動の時期にすでに普及・成熟をみていた反トラスト思想と一般的な改革理念を重視すべきであろう。中西部農村の状況については、T. Saloutos and J. D. Hicks, *Agricultural Discontent in the Middle West, 1900-1939* (Madison, 1951) pp. 8-30.

④ 総長ヴァン・ハイスはラフォレットとウィスコンシン大学で同級生であり、大学関係者はラフォレットの政治活動のそもそ

ものはじめから熱心な支持者であった。大学と州政府との関係は後述のようにきわめて密接であったが、とくに州議会開會中、毎週催された日曜昼食クラブは、ブレン・トラストのはしりともいうべきものであった。LaFollette, *Autobiography*, pp. 29-32.

⑥ ラフォレットは九四年の選挙で、このノルウェー生れのホーゲンを立て、マシンに闘いをいどんでいる。また、ラフォレットの生地ブルムローズにはノルウェー移民が多数居住しており、その中で育ったラフォレットは彼らの言葉を話し、また多くの友人を得た。スカンデナヴィア移民は、移民グループ中、ドイツ移民に次いで多数であり、しかも政治行動においてむしろよく団結性が強かった。Belle C. and Fola La Follette; *op. cit.*, pp. 11-12.

⑧ ホードはラフォレットの友人かつ助言者であり、ラフォレットはまた科学的農法への関心と大学の農学部への強い支持によって彼らの支持をかちとった。Maxwell, *op. cit.*, p. 62.

⑦ ドイツ移民は政治行動においては個人主義的で人種集団としては団結していなかったが、腐敗政治にたいしては強い反感を抱いていた。なお、ラフォレットは、ウイスコンシンの人民が、ニューイングランドのピューリタンの伝統と、一八四〇年代末から五〇年代はじめの移民がもたらしたヨーロッパ自由主義の精神的伝統を引きついでいることに、州の改革運動成功の期待をかけた。La Follette, *Autobiography*, pp. 222-223.

⑧ 労働者の中では鉄道労働者がラフォレットに好意的であったが、一般に労働者の支持は組織的・階級的でなく、むしろ一市民としての改革支持であった。小年・婦人労働の制限、労災補償制などの労働立法が労働者の支持を高めたことは事実であるが、ラフォレットの対労働者観は、自分の手で働く人々への同情という域を出ず、彼らを労働ボスの支配から解放しさえすれば、彼らは革新主義を支持すると考えていた。なお彼は大都市のミルウォーキーでは、アイルランド系移民労働者を握る民主党ボスやウィクター・バーガーのひきいる社会民主党と彼らの支持を求めて争っていた。La Follette, *Autobiography*, pp. 306-311; Maxwell, *op. cit.*, p. 61; D. A. Shannon, *The Socialist Party of America* (New York, 1955) pp. 21-23.

⑥ Maxwell, *op. cit.*, pp. 31, 58. ウェスモンンにおける革新派の敗北も、ラフォレットのこの頑固なボス性から生じた。すなわち、一九一二年の大統領選挙で全国の革新主義者の大半がルーズヴェルト支持に走ったのちも、ラフォレットはなお孤立して指名獲得のために闘い、しかも保守派のタフトを無視して専らルーズヴェルトに攻撃を集中した。他方、大会代表の過半数を制したタフトにたいして、革新派が勝利をえる最後のチャンスは、ウイスコンシン革新派知事F・E・マクガバーンを大会議長に押しつけて革新派の団結を固め、ダイナミックな攻撃のうちルーズヴェルト指名の機会をつかむことにあった。しかしラフォレットはウイスコンシン代表のルーズヴェルト支持を許さず、この最後の機会を失わしめた。さらにこの対立は州政

治にもち帰られ、マクガバインとの対立が深まった。ラフォレットは在来の革新主義クラブをラフォレット革新主義クラブに改組し、マクガバイン派を追放した。この結果、革新派マシンはまったく分裂・解体し、一四年、保守派の政権復帰をみた。当時マクガバインは「わが上院議員(ラフォレット)はここに独裁者の役割をひきうけた。そしてわれ／＼が政治的農奴であるか、自由人であるかの問題が最終的に結着がつかまで他の問題はすべてたいした配慮をえられないのだ」と悲劇的な述懐をなした。Maxwell, op. cit., pp. 187-193, La Follette, Autobiography, pp. 644-655; George E. Mowry, Theodore Roosevelt and the Progressive Movement (New York, 1946) pp. 242-246.

⑩ Maxwell, op. cit., pp. 62-63.

⑪ La Follette, Autobiography, p. 68.

⑫ Maxwell, op. cit., pp. 63-65. 革新派マシンの威力と性格は、〇四年の指名大会で明らかに示された。この大会では保守・革新両派とも大会代表の過半数を制しておらず、したがって両派の闘いは代表資格の認定と大会議事の運営にせられた。資格認定については、ラフォレットの多年の友人であるG・E・ブリアンを長とする州中央委員会がこれにあたり、彼によれば、革新派マシンは、保守派による大会支配をトリック、議事手続、暴力をも含む一切の手段をもって阻止する決意をしていた。大会会場にあてられたウィスコンシン大学体育館には解がめぐられ、秩序維持のため、大学のフットボール選手、体操選手

からなる特別警備員が雇われ、入場代表は針金の通路の中で資格を吟味された。このためブリアンの委員会が認定した代表以外は入場できず、大会は革新派代表の過半数をもって、また彼らの準備したスケジュール通りに運営された。このような大会のあり方は従来の保守派マシンによるものとまったく同じである。Ibid., pp. 68-69, La Follette, Autobiography, pp. 323-324.

⑬ Steffens, Autobiography, pp. 459, 462.

⑭ La Follette, Autobiography, p. 69.

⑮ Hofstadter, op. cit., pp. 181, 203-207. このような傾向は、一方では「ステフエンズが「アメリカ人民の失政は、アメリカ人民による失政である」とのふたような、社会悪の責任を特定のグループでなく全市民に追求する態度に現れ、他方ではまた職業政治家への強い不信となって現れる。一八九二年の人民党党規の奇妙な一条——「上院および州議会メンバーを含む……連邦、州、市の公職に就いた者は、党大会の出席・投票権を認められぬ」——はその例である。Lincoln Steffens, The Shame of Cities (New York, 1904) p. 4; Hicks, op. cit., p. 236.

⑯ ボス出現の背景、とくに移民グループとの関係については、Hofstadter, op. cit., pp. 173-184; Oscar Handlin, The Uprooted (Boston, 1951) Chap. VIII. 労働ボスの例ではサン・フランシスコのブランナム・ルーフなどが好例である。Walter Beans, Boss Ruess's San Francisco (Berkeley,

- 1952)、「拙稿「サン・フランシスコ市におけるホス政治の成立」『史林』六〇巻一号)参照。なお、ルウォーカーの社会民主党の組織もホスの性格が強かった。Shannon, op. cit., p. 21.
- ⑭ Dayton D. McKean, *The Boss: the Hague Machine in Action* (Boston, 1940) pp. 37-45. またたとえばアイオワでは、直接予選制のよる保守派が勝利を得ている。Salontos and Hicks, op. cit., p. 45.
- ⑮ したがって、一九〇八年、アイオワで保守派が人民の直接投票による上院議員指名を要求し、逆に革新派が旧来通り州議会による指名を要求したような場合もある。Hays, op. cit., pp. 154-155.
- ⑯ La Follette, *Autobiography*, pp. 348-349.
- ⑰ Ibid., p. 359. 同引用文の原文は「マリック」。
- ⑱ Ibid., pp. 26, 31.; Maxwell, op. cit., pp. 138-140.
- ⑲ Ibid., pp. 78-79.
- ⑳ Ibid., p. 143.
- ㉑ Ibid., pp. 166-145.; E. A. Fitzpatrick, *McCarthy of Wisconsin* (New York, 1944) p. 73. なお、一九一〇年までに一五州がこのシステムを模倣し、また連邦議会にもウィスコンシンのJ・M・ネルソンが起草した法案が上程され、しかもそれらの機関は、ウィスコンシンの議会図書館で働いていた人々など、ウィスコンシン大学図書館学科の卒業生で満たされた。

## 五 改革の实体——(一)独占規制

メンとの闘いと並んで反トラスト闘争は革新主義運動の二大闘争目標を形造る。ラフォレットは書いている。「すでに二つの正反対の政治についての理念が、わが国の支配をめぐって決死の格闘をはじめていた。政治は……私的イスタレスのためのものであるべきか。あるいは公共的利益のためのものであるべきか。これがわが国の現在の闘争にからむただ一つのイシューである。」そして「独占がいたるところで領土を獲得し」「企業合同の企業合同」が成立している状態は、民主主義のすべての原則に反し、それを終焉せしめ、自由制度を魂なき形骸と化さしめるであろう、<sup>①</sup>では、一見強硬なこの反独占論の実質的成果は何か。

まず、ウィスコンシン政界の陰の一大権力であった鉄道にたいする規制を見よう。第一は、一九〇三年四月に成立した新鉄道税法である。在来、鉄道は認可料システムの下で鉄道会社自体が総収入を査定し、その四%を認可料として政府に納めていた。新税法は、一般市民の財産税と同様に、鉄道にもその資産評価額の一定割合を課税するもので、

鉄道が在來得ていた税法上の優遇阻置はここに廃止された。

鉄道税総額は○三年の一九○万ドルから○六年の三四○万ドルに増し、また政府が直接に鉄道資産を査定することとなつて、鉄道料金規制へと進む足掛りがつくられた<sup>②</sup>。むしろ、鉄道インタレストは、この実質上の増税となる法案が一九○一年に提出されて以來、保守派マシソンと組んではげしい反対運動をなし、共和党を事実上の分裂に導いた。

しかしながら、この法案を人民対トラストの闘争の直接的表現とみなすことは困難である。なぜなら、○三年二月、兩院合同委員会での審議において、鉄道側代表はかならずしも真向からの反対をなしていたのではない。シカゴ・ノースウェスタン鉄道社長ヒューイットは、州の鉄道課税は、すでに資産評価額を基礎としたシステムを採用しているアイオワ、イリノイのそれより高いから、新税法は同社にとっては減税を意味する、と誑言し、シカゴ・パーリントン・クインシー鉄道のW・W・ボールドウィンも、新税法が州の他の資産にたいするのと同様に適用されるのならば、それに反対でないとのべ、さらに、オハイオ・ミルウォォーキー・セントポール鉄道社長A・J・アーリングも、新税法

を受諾する用意があるとの見解を表明していた<sup>③</sup>。

つまり、彼らの反対は増税にたいしてであつて、新税法のシステム自体（政府による資産査定）に向けられていたのではない。むしろ、新鉄道税法は、革新主義政權の登場以前から開始されていた一般的な税制改革の一環とみなされるべきものであつた。元來、工業化・都市化の進展とともに、富は都市および法人へと移動・集中し、増大する政府経費とも対応して、農村ないし不動産に基礎をおく従来の税制は当然不適切となる。すでに七○年代にこの事実への注目がみられ、不動産売買記録の集計が州政府の手で開始されている。そして九七年、保守派マシソンの支配する州議會で、特別臨時税制委員会が発足して税問題の調査をはじめ、知事スコフィールドもまた、税制の一般的改革、その平等化、恒久的な稅務委員會の設置を提唱した。九九年には保守派の有力議員が急行列車会社など一部法人にたいする資産査定制度を提唱し、同年の州議會では、相続税法、生命保險会社への増税が決定をみている。このような事實は、後に保守派の一人が力説した、州の税制改革は保守派が開始したのであり、革新派はたんにそれを普及・拡大し



たにすぎぬ、という主張を正当化するものであった。<sup>①</sup>

革新派政府の行った税制改革は二点にしぼられる。一つは、一九〇一年に発足した税務委員会が鉄道をはじめとして、市電、電灯、ガス、水道、電力会社など公共的法人にたいする資産査定・課税権を確立してゆく過程であるが、この査定はとくに反ビジネスの偏見をもってなされたものでなく、資産の市場価格、収益率に基く査定であり、一口にいえば、従来不統一であった税制を個人・法人を問わぬ劃一的な財産税システムに統合する性格のものであった。

第二の改革は、一九一一年の議會でほとんど反対なしに可決された所得税制度への切りかえである。これは財産税制度が、発見され易い不動産を持つ農民に不利であった状況を改めることを主眼としたもので、これによって、農民・労働者の負担はいちじるしく軽減された。明らかに法人の税負担は増加し、二・三の会社は州を退去した。しかし、著名な税務専門家のウィスコンシン大学教授H・M・グロトウスは、この新税法によって、州の産業発展は阻害されるどころか、ミシガンを除くどの隣州よりも急速な成長をとげたことを立証しており、ウィスコンシンの納税者が、

個人・法人を問わず、革新派政府の新税法によってとくに不利になったという証拠は存在しないのである。<sup>②</sup> このように、州の税制改革が、社会の工業化・都市化に対応して保守派がすでに開始していた税制合理化の線上にあるとすれば、その一環である鉄道税改訂もまた、鉄道からかつての特権的地位を奪ったものであるにせよ、鉄道自体が近代的経営に脱皮する過程で当然受けるべき処置であったといえないであらうか。

第二の、より重要な鉄道規制——鉄道委員会法(一九〇五年)——を見よう。この法律によって設立された任期六年の委員三名からなる鉄道委員会は、鉄道の建設・運営・修理の監督権と料金決定権を与えられた。委員会は、税制委員会と協力して、まず鉄道資産の客観的査定に着手し、鉄道技術者を用いて建設コストを算定したうえ、二年後に料金率を決定した。以後さらに、急行列車会社、電信、電話、市電、水道、水力などの公共的諸企業も、この委員会の監督下におかれ、十二年には全証券の規制権まで委員会に与えられた。<sup>③</sup> したがって鉄道委員会は事実上より広範な公共企業規制委員会の性格をもったわけである。<sup>④</sup> それは、

ラフォレットが「当時すでに、どの州の法律よりも包括的であり、現在（十二年）もなおそれに比較できる法律はないと信じる」と誇ったように、<sup>⑥</sup> 広範囲の権限と資産評価に基づく客観的な料金率決定において、連邦法のエルキンス法やヘッバーン法よりも包括的な、より徹底した規制法であった。<sup>⑦</sup>

だがこの場合においても、革新主義者の立場を反ビジネス・反独占と規定することは困難である。ラフォレット自身が明確にのべている。「われわれの立法の目的は諸会社を『紛砕する』ことではなく、それらを政界から追出すことであり、他の人々が扱われているのとまったく同様に扱うことであった。……矯正されたのは特殊な差別であり、不正料金である。廃止されたのは特権、不当利得、政治腐敗なのだ。それらが存在しない場合、（われわれの）目的は企業活動の育成・鼓舞にあった。……法の庇護の下で他人の利益を奪おうとする、たんなる投機業者、独占家、企業発起人が抑圧され追放されるのである」と。<sup>⑧</sup> そしてこのような立場から、革新派政府は鉄道会社自体の了解を絶えず求めていた。先述のヒューイトなど鉄道幹部との会合もその一例であり、鉄道委員会法の上程にあたって、原案

をグレート・ノーザン鉄道社長 A・B・ステイクニーなど多数の鉄道代表に送付して検討を仰いでおり、また委員会発足後も、算定した鉄道資産と運営コストを鉄道幹部に託して賛成を求め、その後料金率を決定しているのである。<sup>⑨</sup>

さらに、州の鉄道は、反対派が宣伝していたように、政府の規制によって重大な打撃をうけ、停滞に陥ったのではない。委員会成立後五年間に、料金引下げ総計は年二〇〇万ドルに上ったにもかかわらず、純収入は一八・四五%の増加を示し、全国平均（一八・四一%増）を僅かながら上廻っていたのである。つまり、料金引下げによる損失は、乗客・貨物の増加と、鉄道自体も嫌悪していたりベイト、特殊割引、無料バスの廃止によって十分に償われ、しかも、三三%の運営経費増に示されるように大巾のサービス向上をみたのである。他方実質上の増税と規制にもかかわらず、州の鉄道建設は停滞を示さず、〇三——〇九年の間に鉄道投資は三九〇〇万ドルに達し、〇三年に比し一五%の増加を示した。<sup>⑩</sup> そのような成果は、革新派政府の規制の下で、鉄道が投機性と腐敗を脱し、より近代的な合理的経営へと更生してゆく姿を示すものではなかったか。

このような方向は、いま一つの重要な企業規制——保険会社の規制——にもうかがえる。合衆国において、生命保険会社は南北戦争後急速に成長をとげ、投資を通じて全国の巨大産業と密接に結びついた。<sup>⑩</sup>しかし、すでに商業金融クロニクル誌が、「この種の会社の記録は……あまりにも暗い裏切りの記録であるから……たとえ紙面とデータがあつても、その詳細を暴露したくない」とのべていたように、詐欺に近い契約、無責任な投機、乱脈の経理を早くから非難されていた。<sup>⑪</sup>元来、この時期の生命保険は、悪名高いトント方式<sup>⑫</sup>に修正を加えた配当据置方式で、行われていた。

これは契約満期者のみが加入者全部の掛金にたいする利子配当にあづかれる方式であり、満期前の解約ないし死亡の場合、一定期間掛金を払っていた場合に限り、払込掛金のみが支払われる。したがって加入者の不利はいちじるしく、全加入者の六〇%が全然利子配当にあづからなかったと推定される。他方、会社側としては中途解約者にたいしては全然支払不用か、あるいは掛金元本のみの支払いで足り、しかも満期者にたいしても正当な配当の約半分しか支払つていなかった。当然会社の利潤は莫大であり、そのう

え積立てられた掛金と利子を投資・投機によつて自由に用ひえた。さらにこの高利潤は、契約獲得競争を激烈なものにし、経常費を異常に増大せしめた。とくに勧誘手数料は初年度掛金の五〇——八〇%に達し、掛金のリベートや差別さえ慣行となつた。<sup>⑬</sup>要するに二十世紀はじめの保険業は、加入者からの不当な搾取、投機による乱脈な経理、収益通減点に近い過大経費に特徴づけられた、近代的経営とは程遠い企業であつた。一九〇五年、ニューヨーク州議会議調査委員会がなした暴露的調査を皮切りに、保険業界の腐敗・乱脈ぶりがマクレイク運動の一点をなすにいたつたのもこのためであつた。<sup>⑭</sup>

ウィスコンシンでは、全国最大六社の一つノースウェスタン相互生命保険会社が州内契約高の三分の一を握り、これに東部の巨大会社ニューヨーク生命とメトロポリタン生命、および州内の二会社が競争をいどんでいた。ラフォレットは、一九〇五年秋、ニューヨークの例にならつて調査を提案し、これにあつた両院合同委員会は二年間の調査の末、重役選任におけるネポチズム、中途解約による会社の不当利益、加入者の差別、資産状況の不良など数々の欠

陥を指摘した。○七年に成立した一連の規制法は、この調査報告の具体化であり、重役選任規定の改善、加入者にたいする差別の禁止、年次会計報告の呈出、政治献金の禁止、掛金および勧誘手数料の制限ならびにその報告、さらに違反にたいする刑事罰などを規定していた。もちろん業界の反対は強く、とくに掛金・手数料の制限と違反にたいする処罰規定には激しい反対が生じ、そのような規制は、保険会社の州外退去を生じ、州を「保険業の荒野」たらしめる、との非難があげせかけられた<sup>⑤</sup>。

では、この規制法の結果はどうか。州の二四社が前記の理由から州を退去したが、これと対照的に、州内の大会社は残留の方針を決め、とくにニューヨーク生命は、新規制法は同社にたいして何の困難をも与えないと声明した。結局ノースウェスタンとウイスクオンシン生命の二州内会社とニューヨーク生命、メトロポリタン、ブルードンシアルなど州外の約一〇社が残留した<sup>⑥</sup>。つまり、規制法の意図した経営合理化に適応しえた一流大会社はすべて、さほどの不満をもたずに残留した。退去したのは、不健全な経営を脱皮しえない小会社であり、その一つは業務報告の公表にす

ら反対していた会社であった。したがってまた、州は「保険業の荒野」とはならなかった。新規契約高は〇九年に二〇〇万ドル、一二年には三五〇万ドルを越えた。とくにノースウェスタン社の契約高は〇九——一二年の間に七〇%以上の増加をみ、また退去した会社に代って新たに四社が州内で成立し、規制法成立後五年間の保険会社からの税収増加率も、それ以前の二倍以上となった<sup>⑦</sup>。

ここに、保険業にたいする規制においても、ウイスクオンシンの改革は、鉄道規制の場合と同じく、投機的性格の追放・企業経営の合理化をめざすものであったといえよう。そしてこの方向はまた、ノースウェスタン社の顧問G・H・ノイズが「ウイスクオンシンの保険法は、若干の会社の経営にみられる不当行為を追放しようとする全国的運動の一部である。保険会社にたいする政府規制はこれまであまりにも放置されており、ウイスクオンシンの法律はただこの状況を匡せよう」と意図したもの「にすぎない」とのべているように、保険業自体が遅かれ早かれたどらねばならぬ方向であった。ひるがえって、ウイスクオンシンにおける諸改革を列挙した後<sup>⑧</sup>、ラフォレットが遂一数字をあげて誇っているのは、

州ビジネスの安定と繁栄という一事である。鉄道をはじめ

数多くの公共的諸企業は、州政府の規制にもかかわらず、いやむしろその規制のゆえに、はるかに安定度を増し、また全国水準を上廻る発展をなした。鉄道にたいする世論も大きく好転した。六〇〇近い州銀行には一件の破産もなく、その資本・預金高とも大巾に増した。商業活動も活況を呈し、破産債務は、全国の三〇%増にたいし、二十分の一に減じた。明らかにこれらの数字は「ウイコンシンにおける革新主義立法が、その敵の予言のように破壊的でなかったことの決定的証拠である。革新主義立法は、州から資本を抽出すどころか、他州よりも多くの資本を吸引している。それは投資を、小教者のために投機的ならしめる代りに、万人のために安全ならしめている。それは進歩的であるとともに建設的・保守的な立法であった」。元來、ラフォレットは反独占論者であり、自由競争の擁護者であった。だが他方、彼は生産とサービスの能率を重視し、この観点から大株式会社の産業発展にたいする重要性を認めていた。彼が攻撃したのは、政治との結合によって会社が獲得する利権であり、莫大な資本の水増しに見られる投機的経営で

あった。

ラフォレットの独占批判の本質が、いわゆる「金ピカ時代」の企業にもっともよく当はまるものであることは、もはや言を俟たないであろう。この時期の鉄道建設に代表されるように、発起人たちは、正常な経営による運賃収入を求めて、荒野に線路を置いたのではない。政府からの巨額の土地払下げと、その投機的売却、資本の水増しと建設費の過大な見積りによる収入、それらが彼らを動かした動機であった。彼らの求めたものは、莫大な利権であり、冒険的な投機であり、全地球を覆う鉄道網の夢想であり、それらを通じてえられる一擱千金であった。そして恐らく、彼らの貧欲で壮大な動機と巨額の汚臭に満ちた政府の援助なしには、わずか一世代の間になされた大陸征服は不可能であつたらう。そしてそのような時代の空気は発起人たちのみが息吹いていたのではない。過大な利潤を求めて鉄道債権を買いたたいた一般投資家は、鉄道資本の水増しに一半の責任をもつものであつたし、幸運な小数の契約満了者のみが元本と利息をひとりじめにする保険制度の隆盛は、加入者自身の投機的意図に支えられてはじめて可能であつた。

だが大陸の征服と冒険的企業の様時代は一八九〇年をもって一時期を劃した。企業は調整と再編成の時期を迎えなければならぬ。鉄道は建設のための建設から、乗客と荷物を運んで得る合理的利潤の追求へと、また保険は投機から本来の社会保障的性格へと、要するに経営の政治的・投機的性格を脱皮しなければならなかったのである。革新主義立場は、この方向を促進したものにほかならなかった。

① La Follette, *Autobiography*, pp. 90, 768-769.

② *Ibid.*, 243, 287-288; Maxwell, *op. cit.*, pp. 35, 37, 54.

③ *Ibid.*, p. 51.

④ *Ibid.*, pp. 87-89.

⑤ *Ibid.*, pp. 90-104.

⑥ *Ibid.*, pp. 77-78; La Follette, *Autobiography*, pp. 349-350, 353. なお、委員はウイモンソン大学経済学部教授 B. H. メイヤー、民主党員の法律家ジョン・ハーンズおよび産業・労働統計委員のハーフォード・ヒリクソンで、明らかに超党派的・専門家的性格を示す。

⑦ 鉄道委員会は一九三一年までその名で呼ばれた。

⑧ La Follette, *Autobiography*, p. 342.

⑨ これらの連邦法については、たとえば F. A. Shannon, *Economic History of the People of the United States* (New York, 1934) pp. 669-674. 参照。

⑩ La Follette, *Autobiography*, pp. 352-353.

⑪ *Ibid.*, pp. 341-342, 351.

⑫ *Ibid.*, pp. 353-356. たとえば、一八九八—一九〇三年に二一の鉄道が州で支払ったリベートの合計は五九万九千ドルにのぼる。したがって、このリベートの廃止だけで料金引下げ総計、年二〇〇万ドルの半分が償われる。

⑬ 保険金額総計は一八七〇—一九〇六年の間に五五七%、会社資産総計は九五八%増した。またたとえば、三大会社の一つ相互生命保険は一九〇六年当時の資産五億ドルの五七%を証券としてもち、その四一%余りが鉄道証券であった。S. B. Clough, *A Century of Life Insurance* (New York, 1946) pp. 128-130, 183.

⑭ Goldman, *op. cit.*, p. 10.

⑮ その起源は、一六五六年、ロレンソ・トントがマザランに提案した王室取入増加策であるが、これが一八六八年以後一時アメリカで広く採用された。この方式では、死亡の場合に加入者は利子なしの契約額面金額のみを支払われ、途中解約の場合はゼロ、満期の場合にのみ、額面金額プラスその利子プラス死亡者分の利子、さらにプラス途中解約者の蓄積金額の分け前を支払われる。据置配当方式はこの変形である。

⑯ Douglass North, "Capital Accumulation in Life Insurance between the Civil War and the Investigation of 1905" in William Miller ed., *Men in Business* (Cambridge, 1952) pp. 238-253.

- ① 著名なマクニイカーの著作には Burton J. Hendricks, *The Story of Life Insurance* (New York, 1907) が有名。
- ② Maxwell, *op. cit.*, pp. 106-107, 111-117.
- ③ *Ibid.*, pp. 118-119.
- ④ *Ibid.*, pp. 122-123.
- ⑤ *Ibid.*, p. 120.
- ⑥ ウィスコンシンの革新主義立法には、以上のべたもののほか、一年の労災補償法、産業委員会の設置と同委員会による労働者の安全管理、小年・婦人労働者の保護が貴重であり、その他にも官吏任用試験制度(○五年)、天然資源保護法(一年)などがあり、一般に革新主義運動の内容とされる改革中、取り上げられなかったのは、婦人参政権、イニシアチブ、レフェレンダム、リコールにすぎない。
- ⑦ La Follette, *Autobiography*, pp. 356-368.
- ⑧ ラフォレットは必ずしも私企業にたいする国家の保護を否定しない。強い競争状態が存在し資本が少い国家の発展期には、鉄道にたいする土地下げのような、国家の保護が賢明な手段であったとする。しかし、彼は、企業が十分に成長をとげると、このような私企業への国家の保護が合法的な大衆収奪となる点に達する、と考える。結局彼が理想とした産業システムは、株式会社が能率的に産業発展を担い、しかも自由競争が維持されるような体制である。 *Ibid.*, pp. 87-89, 764-771.
- ⑨ T. C. Cochran and W. Miller, *Age of Enterprise* (New York, 1942) Chap. VIII. 参照。

## 六 結 び

わずか一州の例をもって革新主義運動全体を規定することの危険は、もとより明らかである。にもかかわらず、ウィスコンシンとその中で運動が全国的状況のモデルをなしたという事情と、ラフォレットがルーズヴェルト、ウィルソンと並ぶ代表的革新主義者であったという事実からして、あえて大胆な見通しを試みてみたい。

普通ラフォレットは、反独占・自由競争論者として、「ニュー・フリーダム」の派に位置づけられる。しかし、彼の改革の実質を、中立的・専門家的な官僚行政の促進と企業経営の合理化に見たいま、彼に「ニュー・ナッシュナリズム」との——つまり、独占資本の生長を必然的発展として肯定しつつ、行政権限を拡大・強化して、その悪弊のみを規制しようとしたルーズヴェルトの方向との——多分の共通性を見出さざるをえない。たしかに彼はルーズヴェルトをきびしく批判した。しかしそれは、柔軟な現実政治家であった彼の施策を「中途半端」であるとして、その不徹底さをついた批判であり、改革の方向についてのものではなかった。<sup>⑩</sup>

そしてまた、意味のない假定であるが、ラフォレット大統領がはたしてルーズヴェルト以上に徹底した改革を進めえたかどうかは甚だ疑問である。なぜなら、ウィルソンですら、就任後、「ニューフリーダム」で声明した大資本敵視をやめ、ルーズヴェルト方式、つまり、大企業と政府との協同を可能にする規制委員会（連邦通商委員会）の方向に進んだからである。<sup>③</sup>

また、そのような方向のみが革新主義の実質的成果となり得たのではないか。なぜなら、ビジネス自体の側において、革新主義の世論に対応するためであったにせよ、この方向への主体的な第一歩が数々の点で認められたからである。鉄道幹部が「金ピカ時代」の行為に遺憾の意を表しつつ、鉄道における倫理に新時代が到来したことを告げたように、実業家の公的責任と自己規制を力説する動きが顕著となった。フィラデルフィア商工会議所は、実業界自体が会社規制の法律をつくるべきだと決議し、ボルチモア・オハイオ鉄道社長ダニエル・ウィラードは、鉄道は「半公共施設」であり、その経営者は「半公僕」として行動すべきであり、全市民が重大な利害関係をもつ運輸業にたいして

は、連邦政府のみが「すべての相衝突する利害を調和せしめ、最大多数の最大幸福をもたらし得るのだ」と説いていた。<sup>④</sup>他方、大企業は対公共関係の重要性を認めてP・R活動をいちじるしく重視しはじめた。<sup>⑤</sup>経営管理への急速な関心の高まりは、多数の関係書物の出版、テラー・システムの実験、経営学部を設置に現れた。<sup>⑥</sup>そして、とくに大企業は明らかに政府にたいする態度を変えた。モルガン商会が政府との間に一種の紳士協定を結ぶ方針を決定したのは、その現われであった。それは、商会の代表チェージ・パークンスがルーズヴェルトにのべたように、行政府の株式会社局が「（会社の）誤りや法律違反を指摘し、われわれにそれを訂正する機会を与え」、他方政府は会社にたいするシャーマン法違反の告発を差控えるプランであった。この方針は一九〇七年以降、一貫して追求され、政府との協同を可能にする全国的な規制委員会をもつてシャーマン法におき変えるプランに進んだ。<sup>⑦</sup>そして、このような政府の委員会、全国綿業者協会会長の言によれば「……たとえ家長的、あるいは社会主義的と呼ばれるにせよ、……時代の要請であるように思われる」にいたったのである。<sup>⑧</sup>



つまり、実業界の有力部分は、二十世紀はじめに、十九世紀後半の投機的経営を脱却し、行政府の規制をかなりの程度まで受け入れて、合理的経営へと向う姿勢をとりつつあった。そして、このような姿勢のゆえに、大企業のアメリカ社会における指導権はゆるがなかつた。革新主義の時代をいろいろとった大小企業の対立は克服されて、実業界全体の団結が強化され、他方大衆の不信もいちじるしく減じた。<sup>④</sup>革新主義者はその一応の成果に満足して攻撃の鋒を取め、中核をなした知識人の多くは、あるいは大企業に組込まれ、あるいはアメリカ資本主義体制の擁護者と化した。<sup>⑤</sup>二十年代の共和党の絶対的優勢がかくして成立し、ハーバート・クロウリーが夢みた、連邦政府の指導の下に独占資本を中核としたアメリカ社会が繁栄をきわめる体制が実現をみたのである。<sup>⑥</sup>

大胆な結論をもって稿を終る。ホフスタッターのいう、革新主義運動の「若干の具体的な成果」とは、中立的・専門技術者の政府による社会管理機能の拡大と企業経営の合理化であった。本来それは、革新主義運動を担った中産層の、一つには組織なき個人としての巨大利益集団への恐怖

と反感から、他方では資本主義社会の中堅層としての彼らのビジネス・メンタリテイから、当然予想されるコースであった。そして、このコースでの改革の成功と矛盾の一応の克服こそ、現代アメリカ社会の二つの側面、大官僚制と国家独占資本主義への道を決定し、準備したものにはかならず。

- ① ヲフォレットのルースウェルト評論については、La Follette, *Autobiography*, pp. 478-483, 673-746, and *passim*.
- ② Arthur S. Link, *Woodrow Wilson and the Progressive Era* (New York, 1954) pp. 70-80.
- ③ Robert H. Wiebe, *Businessmen and Reform* (New York, 1962) pp. 185, 188, 203-204.
- ④ *Ibid.*, pp. 187-188.
- ⑤ 一九〇〇—一九一〇年に出版された経営学の書物は二四〇に達する。また経営学部は一八九八年まで存在しなかつた。Co-chron and Miller, *op. cit.*, pp. 243-248; John R. Commons ed., *History of Labor in the United States* (New York, 1935) Vol. III, Section III.
- ⑥ Wiebe, *op. cit.*, pp. 78-81, 84-85, 195-196.
- ⑦ *Ibid.*, p. 201.
- ⑧ *Ibid.*, pp. 220-224.
- ⑨ 二十年代の革新主義は一つは一応の見通しをつけておこす。

まず旧革新主義者たちは経済的繁栄と自分たちの改革の成功についての自己満足のうちに、無気力に陥った。知識人はむしろ文化活動の世界に引退り、実業家や農村の知的貧困を冷笑した。

他方、彼らに従って革新主義の伝統を継ぐべき中産層のヘネルギーは、反動的な倫理的社会改造運動——KKKないし禁酒運動——に流入した。一口に言って革新主義は「ノーマルシー」の時代のなかで目標喪失状態に陥ったのであり、二四年のラフオレット運動も地利的利益集団としての中西部農民のブレメンアー・グループ的行動の色彩が濃い。むしろ、この時代の新し

い革新主義は、旧マシソン出身のアル・スミスに代表される大都市の下層民衆に基盤をおく改革に見るべきである。Hofstadter, op. cit., Chapter VII, Section II.; Oscar Handlin, *AI Smith and His America*. (Boston, 1958); 岩永健吉郎「中西部革新主義の老熟と新党問題」『現代アメリカの内政と外交』東大出版会、一九五九年所収。

⑩ Herbert Croly, *The Promise of American Life* (New York, 1919) Chapter XII, Sections, II, III.

(島根大寄附誌)

No doubt, the bareaucratic system was its mediator, but its origin may be in the relation between *Pei-wei* 北魏 empire and the northern tribes, when we can call the relation of the people to the state authority "free-man" system. This phase has been often overlooked in the so-called northern policy of *Pei-wei*, so the writer, with the earnest interest in this aspect, is to consider what the *Pei-wei* state was; this article, as a link of his plan, traces the development of *T'o-pa* 拓跋 before the formation of *Pei-wei*, and then contemplates the existence of regalities, the united authority of different tribes. The regalities, with the various contradictions against the tribe system, consisted generally in its basement; and it is imagined that one more universalization of this relation should be the *Pei-wei* empire after the dissolution of tribes.

## The Substantial Results of The Progressive Movement in The United States: The Case in Wisconsin

by

Kosuke Shimura

The Progressive Movement in Wisconsin was the pioneer and the model of the national movement. It is, however, hard to define it simply as one of "anti-machine and anti-monopoly" revealed in its slogan. Its leader, Robert M. La Follette, ran for the governor (and elected in 1900) as a candidate accepted by the Republican conservative machine which allied with the railroad interests. This fact implies that at that time the political adjustments to the rapid industrialization and urbanization were becoming the urgent problems that were to be necessarily met in any form by citizens, irrespectively their political stands, conservative or progressive. And the substantial results of two major reforms, the overthrow of machine system and the regulation of big business, attempted under the Progressive Governments, would be seen, on the one hand, in expanding function of the neutral and specialist government in managing society and, on the other hand, in rationalization of business management in which business

got rid of the speculative methods prevailing in the "Gilded Age." The reforming efforts in these natures were what big businesses were able to successfully adjust themselves to and therefore, it might be said, decided the direction toward big bureaucracy and state monopoly capitalism, the two main characteristics of contemporary America.

Reconsideration on Restoration of the Offering  
Shrine of "*Wu-Liang-Tz'u*" 武梁祠堂

by

Shingo Akiyama

Among the stone reliefs in *Han* 漢, the stone reliefs of *Wu* 武 family 武氏祠画像石群 were the most famous ones from ancient times, but the former investigation has been concentrated on their subjects; it is not too much to say that restoration of the offering shrine, or *Tz'u-T'ang* 祠堂 by constructing the stones preserved by *Huang-I* 黃易 in the new offering-shrine has just started, the most excellent of which is Mrs. Fairbank's.

To consider carefully *Wu-Liang-Tz'u* 武梁祠堂 only, there were some aspects unable to be restored; at first, rubbings now in hand never show the whole shape, without figure belt and space carved nothing. Mrs. Fairbank's restoration by putting rear wall stones is corrected by putting side wall stones before rear wall stone. In the second place, by New China's careful reinvestigation of *Hsiao-t'ang-shan-tz'u-t'ang* 孝堂山石祠, the existence of stone-plinth was proved and also it was added to *Wu-Liang-Tz'u* 武梁祠堂. In the third place, the structure of ceiling-stone was shown by discovery of the rubbings in the Library of Waseda University, proved that the square holes according to "having two square holes" 有<sub>2</sub>方孔<sub>二</sub>, in "*Shih-so*" 石索 were draw-holes; thanks to this discovery, the central stone pillar in the Mrs. Fairbank's restoration figure is a mistake and it is proved to be the front-blow-off structure.